第四十六回港湾環境整備負担金部会

令和八年十月十四日（水）

於　オンライン・対面併用会議

一　開　　会

二　諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

三　閉　　会

出　席　者

―――――学識経験者―――――

（公社）日本港湾協会　理事長　大脇　崇

埼玉大学　准教授　三友奈々

―――――港湾・海上公園関係者―――――

（一社）東京港運協会会長　鶴岡純一

東京倉庫協会会長　藤井信行

（一社）日本船主協会　企画部長　中村憲吾

東京港湾労働組合連合会　執行委員長　山田敏也

―――――関係行政機関の職員―――――

関東地方整備局長　西澤賢太郎（代理）

関東運輸局長　澤井　俊（代理）

東京海上保安部長　奥　武（代理）

―――――東京都職員―――――

港湾経営部長　石井　均

監理担当課長　草間直人

海上公園課長　大久保貴子

企画担当課長　岸上泰士

開　会　（午前十一時）

○岸上企画担当課長　それでは、時間となりましたので、皆様おそろいということですので、第四十六回港湾環境整備負担金部会をただいまから開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入るまで、進行は私、東京都港湾局総務部企画担当課長の岸上が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、オンライン会議システム及び対面の併用開催としております。

それでは、最初に定足数について御報告申し上げます。

本日は、九名の部会委員のうち、代理出席の方を含めまして九名の方全員に御出席をいただいております。東京都港湾審議会条例第七条に定める定足数の委員総数の過半数に達しておりますので、有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、部会の進行に関する御案内及び配布資料の確認をさせていただきます。

まず、御発言をいただく場合を除きまして、マイク音声はオフとしていただき、御発言の際

は都度マイクをオンにして御発言いただきますようお願いいたします。

また、カメラは開会中はオンにした状態でお願いできればと思います。

続いて、配布資料を確認させていただきます。

まず、本日の会議次第でございます。

次に、港湾環境整備負担金部会委員名簿でございます。

次に、諮問書の写しでございます。

次に、資料一といたしまして、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）でございます。

次に、資料二としまして、負担対象工事指定に関する附属資料でございます。

最後に資料三としまして、今後の手続についてでございます。

続きまして、前回の部会から一部の委員の皆様に交代がございましたので、恐れ入りますが、事務局の私からの御紹介とさせていただきます。

関東地方整備局の西澤委員でございます。なお、本日は中川副局長が代理で御出席されております。

次に、関東運輸局の澤井委員でございます。なお、本日は三橋交通政策部次長が代理で御出席されております。

次に、東京海上保安部の奥委員でございます。
なお、本日は一徳航行安全課長が代理で御出席をされております。
以上で、交代のありました部会委員の御紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、以降の進行につきましては、大脇部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○大脇部会長　おはようございます。部会長を仰せつかっております大脇でございます。

諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

○大脇部会長　早速でございますが、会議の次第に沿いまして、議事を進めさせていただきます。
それでは、まず諮問事項の審議に入らせていただきます。
既に都知事より、港湾審議会に対しまして「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」につきまして、諮問をいただいており、先ほどの資料確認で諮問書の写しを御確認いただいたところであります。
まずは、この諮問事項につきまして、説明を

受けたいと思います。

事務局から御説明をお願いいたします。

○石井港湾経営部長　港湾経営部長の石井でございます。私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、まず資料一でございます。

諮問事項「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」につきまして、御説明申し上げます。

二ページを御覧ください。こちらの資料は、知事が港湾環境整備負担金に係る負担対象工事を指定する際に必要な事項を、工事の種類ごとに整理した表でございます。本日は、表に記載された各工事を、今年度の負担金徴収に係る負担対象工事とすることにつきまして、御審議いただきたく存じます。詳細は後ほど御説明申し上げます。

続きまして、資料二でございます。港湾環境整備負担金制度の概要につきまして、御説明させていただきます。

（一）制度趣旨でございますが、この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でございまして、臨港地区または港湾区域内において、一定以上の面積で事業を行っている事業者の皆様方に、港湾管理者が行う港湾環境の整備または保全のための工事費用の一

部につきまして、御負担をいただくものでございます。東京都におきまして、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定し、昭和五十六年度より御負担をいただいているところでございます。

（二）負担対象事業者でございますが、臨港地区及び港湾区域内に立地する工場または事業場、例えば倉庫、上屋、事業所等が該当いたしますが、その敷地面積の合計が一万平方メートル以上の事業者の皆様方が対象となります。

（三）負担対象工事でございますが、港湾環境整備施設、具体的には緑地のことを指しておりますが、その建設・改良工事、緑地の維持工事、水面清掃工事の三つが対象となっております。

（四）負担金の計算方法でございます。負担金の計算方法につきましては、東京都港湾環境整備負担金条例第四条に規定をしております。具体的には、資料に記載のとおり、工事に要した費用に工事の種類や公園の種別に応じて定めた負担割合を乗じまして、さらに負担区域内の事業場総面積に対する各負担対象事業者の敷地面積の割合を乗じて得た額となっております。

負担割合及び負担区域の詳細につきましては、それぞれ次ページ以降で御説明申し上げま

す。

二ページでございます。まず、工事ごとの負担割合につきまして御説明させていただきます。

緑地の建設改良工事等の負担割合につきましては、上段の表の欄外に記載させていただいておりますとおり、工事対象となる公園の機能や目的、臨港地区内事業者等の利用状況等に応じて種別化いたしまして、他港の状況等を勘案して、実施する工事の種別ごとに負担率を設定しております。公園ごとの具体的な負担割合は、表のとおりでございます。

また、水面清掃工事の負担割合は、五分の一としております。

三ページでございます。次に、東京港の港湾区域及び臨港地区の面積等につきまして御説明させていただきます。

図の右側の中段に凡例を示させていただいておりますけれども、黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございます。こちらの港湾区域内で実施した水面清掃が、水域に関する負担対象工事となります。

また、赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。こちらの臨港地区内の青色で表示しております①から⑧までの八公園で実施する緑地の建設改良工事等が負担対

象工事となります。

各工事の内容につきまして、御説明させていただきます。

四ページでございます。初めに、緑地の建設・改良工事の概要につきまして御説明いたします。

令和七年度に実施した負担対象工事は、海の森公園整備工事及び城南島海浜公園整備工事で、これらの工事に要した費用は合計で二億三千八百万余円、各公園の機能等に応じて設定いたしました負担割合等を乗じて算出した結果、負担額は七百八十九万余円となっております。

各工事の内容につきましては、次ページ以降で説明をさせていただきます。

五ページでございます。海の森公園におきましては、園路の舗装やベンチの設置といった公園施設の整備、給排水設備や電気設備の整備等を実施いたしました。

六ページでございます。城南島海浜公園におきましては、公園駐車場の不明瞭な区画線につきまして、再塗装を実施いたしましたほか、サイクリングルート整備工事に向けた調査を実施いたしました。

続きまして、七ページでございます。緑地の維持工事の概要について御説明いたします。

令和七年度におきましては、海の森公園ほか

七公園におきまして、清掃、除草、施設の修繕等の維持管理を実施いたしました。対象公園ごとの工事に要した費用は、合計で一億七千六百四十三万余円となっております。これに、各公園の機能等に応じて設定いたしました負担割合等を乗じて算出した結果、負担額は二千三百二十九万余円となっております。

続きまして、八ページでございます。水面清掃工事の概要につきまして御説明いたします。

令和七年度におきましては、東京港の港湾区域内に浮遊するごみや流木等を清掃船で回収する港内清掃を実施いたしました。工事に要した費用は二億五千九十六万余円、負担割合等を乗じて算出した負担額は千七百六十二万余円となっております。

最後に、九ページでございます。これまで御説明をさせていただきました各工事の費用と負担額をまとめた表をお示ししております。

上段の表の右側から二列目に負担額をお示ししておりますが、令和八年度の負担金総額は四千八百八十一万余円となります。前年度の負担金五千四百六十七万余円に対しまして、五百八十六万余円の減となっております。

なお、負担対象事業者数は七十三社で、前年度と変更はございません。

一社当たりの平均額ですが、六十六・九万円

となっておりまして、前年度と比べまして、八万円の減となっております。

以上が、令和八年度の港湾環境整備負担金の概要となります。

最後に資料三でございます。今後の手続につきまして御説明いたします。

本日の部会で原案をお認めいただきましたら、十二月中に負担対象工事の指定につきまして、資料一別紙に記載の内容により告示を行った上で、納付書を事業者の皆様方に送付させていただきます。その後、三月末までに対象事業者の皆様方から負担金を納付いただくスケジュールで進めさせていただきたいと存じます。

また、大脇部会長から、次回の第百五回東京都港湾審議会におきまして、本日の審議結果を報告いただくこととしたいと考えております。

諮問事項に関する説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○大脇部会長　御説明ありがとうございました。

ただいま、事務局から諮問事項につきまして、説明をいただきました。部会委員の皆様から、御意見あるいは御質問がございましたら、画面上に表示をされております手のひらのマークを押してください。順次、順番に指名をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

特に御発言はないようですので、港湾環境整

備負担金に係る負担対象工事の指定につきましては、原案どおりとする旨、決議したいと存じますけれども、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○大脇部会長　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、原案を適当とする旨、答申することといたします。

本日はオンライン併用会議のため、答申書につきましては、事務局を通じてお渡しすることといたします。

以上をもちまして、諮問事項の審議を終わりたいと存じます。委員の皆様方におかれましては、円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

本日の審議経過及び審議結果につきましては、東京都港湾審議会条例の第八条第四項に基づきまして、次回開催となります第百五回港湾審議会におきまして、私から御報告をさせていただきたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、石井港湾経営部長から御挨拶がございますので、よろしくお願いいたします。

○石井港湾経営部長　改めまして、港湾経営部長の石井でございます。

本日は、大変お忙しい中、本負担金部会に御

出席をいただき、また、御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

ただいま、諮問事項につきまして「原案を適当とする」との答申を頂戴いたしました。

東京都は、港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々の御理解を得て、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全になお一層努めてまいりますので、今後とも御指導のほど、よろしくお願いを申し上げます。

本日はありがとうございました。

○大脇部会長　石井部長、どうもありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○岸上企画担当課長　大脇部会長、円滑な議事進行をいただきまして、ありがとうございました。

本日の議事資料及び議事録につきましては、後日、当局のホームページに掲載する予定でございます。

また、先ほど部会長より御案内ございましたけれども、本日の審議については、次回の港湾審議会における報告事項となります。

次回の審議会の日程等、詳細につきましては、決まり次第、改めて別途御連絡をさせていただきます。

以上、事務局からの御連絡でございます。

○大脇部会長　それでは、これをもちまして、第四十六回港湾環境整備負担金部会を閉会といたします。

本日は、どうもありがとうございました。

閉　会　（午前十一時十六分）

――　了　――